

福井市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき福井市が管理する街区基準点（以下「公共基準点」という。）の使用及び管理保全に関し、必要な事項を定め、この管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、1級基準点、2級基準点及び3級基準点（相当精度の基準点を含む。）であつて、かつ永久標識を設置したもののうち、街区基準点をいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、建設部監理課とする。

(公共基準点の使用手続)

第4条 公共基準点を使用して測量を実施しようとする者（以下「測量業者」という。）は、あらかじめ「公共基準点使用承認申請書」（様式第1-A号）又は「公共基準点使用に係る包括承認申請書」（様式第1-B号）を市長に申請し、「公共基準点使用承認書」（様式第2-A号）又は「公共基準点使用包括承認書」（様式第2-B号）により承認を受けなければならない。

2 測量業者は、測量作業の際には「公共基準点使用承認書」又は「公共基準点使用包括承認書（写し）」を常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があつた場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。

3 測量業者は、測量作業を終了したときは、「公共基準点使用報告書」（様式第3-A号）又は「公共基準点包括使用報告書」（様式第3-B号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

(工事施行の届出)

第5条 道路の掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、市が所有又は管理する箇所にある公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ「公共基準点付近での工事施工届出書」（様式第4号）を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転の承認を申請し、又は、協議をする場合「公共基準点付近での工事施工届出書」の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から上方45度の範囲に公共基準点が位置する構造物の掘削工事等
- (2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等（舗装復旧等）

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
 - (2) 引照点図、又は市長の指示する測量資料
 - (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）
- 4 公共基準点付近での工事がしゅん工したときには、工事施工者は、速やかに「公共基準点付近での工事しゅん工報告書」（様式第5号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) しゅん工写真（公共基準点、公共基準点周辺を確認できるもの）
 - (2) 公共基準点の異状が確認できる測量資料（着工前・しゅん工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果）
- 6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障を来たした場合は、工事施工者は、監理課長との協議後、「公共基準点復旧承認申請書」（様式第6号）により市長に申請し、復旧の承認を受けなければならない（様式第7号）。

（一時撤去及び移転）

第6条 工事施工者が、公共基準点を一時撤去し、又は移転する必要がある場合には、あらかじめ「公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書」（様式第8号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない（様式第9号）。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 位置図、平面図（掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したもの）
 - (2) 写真（公共基準点、公共基準点周辺を確認できるもの）
 - (3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

（機能の回復）

第7条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効用に支障をきたした場合公共基準点を現状に回復し、測量の成果を修正するものとする。

- 2 前項の場合において、同一構造による設置が不可能なときは、監理課長と協議のうえ変更することができる。
- 3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失し、又はき損した場合（以下「事故原因者」という。）は、公共基準点を現状に復帰し機能回復を計らなければならない。

（機能回復の施工者）

第8条 公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者が行わなければならない。

- 2 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続きは、測量法第36条、第37条第3項、同第40条その他関係法令に基づき建設部監理課で行う。

（その他）

第9条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取扱いはその都度建設部長が定める。

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。